京都市告示第 91号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和2年4月30日

京都市長 門 川 大 作

整理番号	路線名	起 終	点点	重要な 経過地
1	山科日ノ岡緯8号線	山科区日ノ岡堤谷町61番地の29地先 同町61番地の48地先		
2	山科北花山経44号線	山科区北花山中道町86番地の14地先 同町86番地の10地先		
3	西京極経89号線	右京区西京極堤下町3番地の1地先 同上		
4	梅津経109号線	右京区梅津尻溝町8番地の14地先 同町8番地の27地先		
5	梅津緯116号線	右京区梅津中倉町11番地の1地先 同区梅津尻溝町8番地の49地先		
6	梅津緯117号線	右京区梅津尻溝町8番地の38地先 同町8番地の13地先		
7	羽束師緯147号線	伏見区羽束師鴨川町336番地の15地先 同町336番地の11地先		
8	淀226号線	伏見区淀新町124番地の9地先 同町127番地の8地先		
9	淀227号線	伏見区淀新町124番地の44地先 同町124番地の33地先		

(建設局土木管理部道路明示課)